

別紙 1

平成 18 年 6 月 21 日
金融庁

三井住友海上火災保険株式会社に対する行政処分について

I. 三井住友海上火災保険株式会社（以下「当社」という。）については、当庁検査の結果（平成 18 年 4 月 6 日通知）及び保険業法第 128 条第 1 項に基づく当社からの報告により、以下のようないかでんが確認された。

（中 略）

5. 海外拠点管理態勢

海外子会社（英国）において、当該子会社の代表取締役（現在も就任）が、（1）契約書を取り付けていないまま支出を行っている、（2）支払理由を偽った支出を行っている、（3）必要とされる取締役会の承認を得ない支出を行っている、等の事案が認められた。

本社海外担当部門は、これらが横領、背任等の不祥事件のおそれがある事案であるにもかかわらず、徹底した調査を行っていない。また、当該者に対して経理手続きが不適切なことを口頭にて注意するに留まり、特段の処分を行っていない。

このように、本社海外担当部門の海外拠点に対する管理・監督機能は、極めて不十分であり、経営陣による内部統制は機能していないものと認められる。

II. このため、本日、当社に対し、保険業法第 132 条第 1 項及び第 133 条の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

（中 略）

1. 保険業法第 133 条の規定に基づく命令

（中 略）

（4）外国における子会社の設置認可の申請並びに外国における支店・事務所・駐在員事務所の設置及び外国における合弁会社の設立の届出に関する業務について停止すること。

期間：平成 18 年 6 月 22 日（木）から 9 月 21 日（木）まで（3ヶ月間）

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）

監督局保険課（内線 3875、3842）

ループHDと云つても理解していくかもしない。同社は、三井住友海上グループホールディングスと、ニッセイ同和損保、あいおい損保の経営統合によって誕生した

巨大保険会社である。その中核となつた三井住友海上火災は一〇〇一年に三井海上火災と住友海上火災の経営統合によって生まれている。この十年余りの間に、経営統合を繰り返し、さらに持ち株会社へと経営形態を移行させた。まさに激動の歴史を刻んでいると言つていい。そんな同社の内部が今、きな臭く描れていく。

打ち続く不祥事の数々

話の起点は〇六年までさかのぼる。MS&ADの最大母体の三井住友海上は同年、金融庁から「週間にわたる業務停止命令を受ける」という事態に立ち至つていた。金融庁による検査で不祥事、法令違反の数々が発覚したからだった。

当時の金融庁発表資料をみると、「第三分野に係る保険金の不適切な不払い」「保険金の支払い漏れ」「不適切な代理店管理」等々、まさにさまざまと違反行為が羅列され

新生メガ損保の船出は前途多難

三井住友海上 「巨額損失」の真相

てゐる。

「ライバル他社にも同様の事件が発覚したとはいえ、やはり、社会の指揮は厳しかった」

同社社員のひとりは当時をいまさらながら苦笑に満ちた表情で話している。こうした一連の違反行為のなかで、同社の場合に目立つたのが「海外拠点管理懸念」への問題指摘だった。英國子会社における不祥事であり、具体的には「当該子会社の代表取締役が契約書を取り付けていないままの支出や、支出し理由を偽つた支出を行い、さらには必要とされる取締役会の承認を得ない支出を行つていた」というものだ。そして、本社の海外部課は横領、背任等の不祥事のおそれがある事案にもかかわらず、徹底した調査を行つていなかつた。結果、金融庁からは、こうした事態について、海外拠点に対する管理・監督がきわめて不十分という厳しい判定を下されていた。

ところが、厳しい処分を受けておきながら、三井住友海上はその後も、問題を引き起した英國子会社の最高経営責任者を更迭せずする。

「井口さんは今も隠然たる影響力を社内で發揮している。陰の実力者が、別の社員は実態は違つと指摘する。つまり、第一線を離れた人物だけが、別の社員は実態は違つと指摘する。

「井口さんは今も隠然たる影響力を社内で發揮している。陰の実力者が、別の社員は実態は違つと指摘する。しかし、いかに経営統合の功労者であろうとも、最高経営責任者

からの指摘がきわめて厳しい内容だった」とを踏まえると、この人事には首を傾げざるを得ない。

社内でも、そういう見方はあるようだ、たとえば、ある社員はこう語つてている。

「社内でも、なぜ? という声が上がっていた。しかし、最高顧問の井口さん人の脈だから、という話で終わっている」

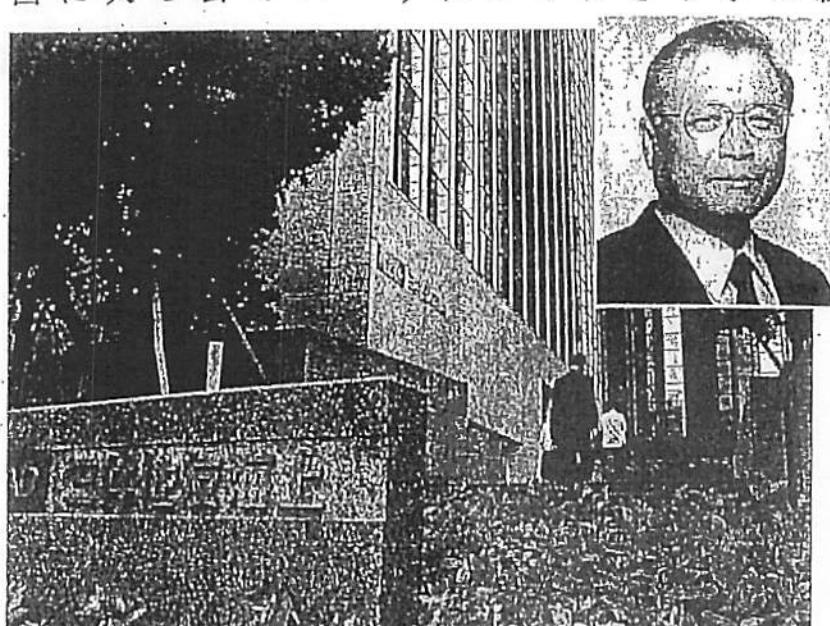
井口武雄元会長。当時、三井海上のトップとして、住友海上との経営統合を推し進めた、いわば経営統合の最大級の功労者である。経営統合後は住友海上のトップだった植村裕之氏とともに共同最高経営責任者に就任していた。が、〇六年六月、一連の不祥事の責任を取る形で、植村氏とともに、トップの座を退き、いまは常任顧問となる。

どころか、取締役の肩書もなくなつた人物が実力者というのは尋常ではない。そのために、問題を引き起こした子会社のトップが居残り続けているとすればなおさらであり、案の定、英國子会社は再び、深刻な打撃を同社に与える事件を引き起こしてしまつた。しかも、これまた、〇九年十一月から始まつた金融庁の検査によつて、その状況が把握されている。

問題の根は「実力者」井口武雄

今回はデリバティブ投資の失敗だつた。具体的にはゼロ・コスト・プロテクション(ZCOP)と呼ばれる信用保証保険の引き受けで巨額損失が発生した。実は、三井住友海上は〇八年度決算において、「英國子会社による信用保証引き受けで五百億円の損失発生」という発表を行つてゐる。したがつて、損失発生そのものは、すでに公然の事実となつてゐる出来事と言えども、問題はその投資プロセスにあつた。

より詳しく説明すると、英國子会社が一連の投資を行つたのは〇八年三月だった。ZCPに対してもかかわらず、英國



いまだ続く井口氏の院政は同社の変わらぬ体質を物語る

最大保証額三億ドル(約三百億円)の金融保証を実行したもの、そ

の間にリーマン・ショックが発生したこともあるて、それから、わずか一年弱しか経過していない〇九年一月には全額損失という事態となつた。英國子会社は一挙に債務超過に転落し、同社は英國子会社に約四百八十八億円の増資をせざるを得ない状況に追い込まれた。

これが表面上の縡なのだが、事態は

より深刻な部分を孕んでいる。なぜならば、この投資(引き受け)が社内規定に違反するプロセスで決定、実行されていたからだ。関係筋にあたると、こういう話が返つてきた。

「社内では厳密扱いだが、本社役員会で決定している、子会社が独自判断できる

引き受け限度額を大幅に超過していたにもかかわらず、英國

子会社は本社取締役会に本件を諮らなかつた」

同社の場合、子会社などが独自判断で引き受けできる金額は二十

円はその限度額を大幅に超えていたにもかかわらず、一部の役員の独断専行で実行されたという。明らかに権限逸脱も著しい行為だったと言わざるを得ない。

しかも、本件では実際の損失が

十億円以上の評価損失が発生してしまった。解約せずにそのまま引き受けを続行していたという話もある。

引けを守られなかつたことの何より

の証左にほかならない。

この事実について、ある社員はこう語る。

「多くの社員は巨額損失の発生に驚き、呆れているが、損失発生の実態を知ると、驚きは怒りに変わるだろう」

そして、常任顧問という名譽職にすぎない井口氏が依然として隠然たる影響力を社内で發揮しているとすれば、金融庁は今回の検査でも、この会社には不祥事のみならず、ガバナンス面からの問題指摘と処分を厳正に考えなければならぬ。問題発生の根の部分を絶つことが求められていることはいうまでもない。

二十億円に達した場合のみならず、評価損失が三十億円から四十億円の規模となつた場合には解約するという引き受け条件があらかじめ設定されていたにもかかわらず、

設定され、引き受け後、わずか三ヶ月で、四十億円以上の評価損失が発生してしまつた。解約せずにそのまま引き受けを続行していただといふ話もある。

引けを守られなかつたことの何より

の証左にほかならない。

この事実について、ある社員はこう語る。

「多くの社員は巨額損失の発生に驚き、呆れているが、損失発生の実態を知ると、驚きは怒りに変わるだろう」

そして、常任顧問という名譽職にすぎない井口氏が依然として隠然たる影響力を社内で發揮しているとすれば、金融庁は今回の検査でも、この会社には不祥事のみならず、ガバナンス面からの問題指摘と処分を厳正に考えなければならない。問題発生の根の部分を絶つことが求められていることはいうまでもない。

THE FINANCIAL BUSINESS REVIEW

金融ビジネス

別紙 2 の 2

2010
SPRING

No.262 定価1700円

昭和60年8月2日第3種郵便物認可
2010年5月1日発行 遅番262号
年4回(1・4・7・10月)25日発行 4月26日発売

世界経済の火薬庫

ユーロ発 ソブリン危機

【緊急座談会】

ボルカーショック

危機後の金融規制はどうあるべきか

最新版

私立640大学
財務データ

トップインタビュー

第一生命

渡邊光一郎 社長

与信先に走る激震 みずほFGの「脱メインバンク宣言」

新生一あおぞら銀 「破談」後の再生はあるか

不透明感増す日本振興銀行

財務研究 東京建物／ゼンショー

DATA データ清單

- 株式持ち合い動向
- 激変する証券主幹事
- 銀行劣後債の推移
- 不動産ローン残高

深層海流

[第38回]

三井住友海上が全面屈服した「罪の告白」の中身

ジャーナリスト 岡村良介

「ご 指摘の事実に相違ございません」

金融庁が今年2月に作成した、三井住友海上火災保険に対する検査結果通知書。そこには昨年11月からの入検の結果、担当検査官らが暴き出した不適切な取引に関する、三井住友海上側の「全面屈服」ともいえる「罪」の告白が並ぶ。

問題とされたのは、グループ全額出資の英国子会社、三井住友インシェアランス（ロンドン）社が引き受けていた信用保険をめぐる取引だ。金融機関などを契約者に、多数の企業の信用リスクをまとめて引き受けるタイプの保険で、その中の企業が破綻してデフォルトが生じ、契約者の累積損失額が免責金額を上回った場合は、保険会社がその超過金額を補填するという仕組みだ。珍しいことに、対象企業には金融機関も含まれていた。取引に当たっては、顧客との間で免責金額とともにあらかじめ保険金支払限度額を決めておき、保険会社の無制限の負担膨張に一応の歯止めがかかる設計になっている。

金融庁が着目したのは、この保険で三井住友海上が2009年3月期に4億3300万ドルもの巨額の損失処理を迫られていたためだ。保有契約中に設定されていた保険金支払限度額の累計上限に相当する金額で、まず08年4～9月期に3億5500万ドルを支払備金として計上、その後で残る7800万ドルについても下期中に同様の処理を余

儀なくされたのである。

保険引き受けの舞台となった英子会社は、今回の損失計上に伴い財務基盤が急速に悪化。グループが金融支援を引き受ける形で資本金を3億7910万円、日本円で約530億円（1ドル140円で換算）に引き上げて当面の危機を乗り切っている。とはいえ、増資前の資本金はわずか5000万円にすぎなかった。そんな一海外子会社に、なぜ過大ともいえる引き受けリスクを負わせたのか——。こうした疑惑と疑念が検査官の勤労意欲をいたく刺激したのだろう。

そして検査の結果浮かび上がってきたのが、同子会社に対するずさんともいえる管理態勢だった。関係者によれば、同子会社は04年ごろから信用リスクを束ねたタイプの信用保険を本格的に引き受け始めた。にもかかわらず、事前にリスクの存在や規模が親会社に明確に伝わっておらず、「本体側にもそれを把握しようと徹底した内部監査を行ったという痕跡がほとんどなかった」という。取締役会もこの案件に関しては、なぜか機能不全ともいえる状態だったらしい。

「リーマン・ブラザーズの経営破綻以降、金融市場の混乱の影響により、保険契約に含まれる複数の金融機関が破綻もしくは公的管理に追い込まれた結果、複数の契約で保険事故が発生した」。江頭敏明・三井住友海上HD社長（＝当時、現会長）はこの信用保険での損失計上について、

深層海流

08年11月の決算説明会でこう証明した。ところが金融庁検査では「信用収縮が背景にあったのは確かだが、損失発生はリーマンショックとはどうやら直接的にはつながっていないことも明らかになった」(当局筋)という。

確かに、東ねる信用リスクの対象企業に金融機関を含めるケースはあまり例がなく、金融危機の封じ込めに躍起になっていた各国政府が、恐慌の引き金ともなりかねない金融機関のデフォルトを放置するとは考えにくい。「金融市場の変調に不安を感じ、押っ取り刀で取引実態を調べた結果、過大なリスクが潜むことがわかり大慌てで既契約を解約したことによる事実上の解約損ではないか」というのが業界筋の見立てだ。

経営統合でグループ再編中に取りざたされる厳格な処分

グループ関係者らによると、実はこの信用保険取引は、旧三井海上出身で06年春まで本体会長を務めた井口武雄氏の肝いりだったとされる。自動車保険特約をめぐる保険金不払い問題などの余波で一時、表舞台から退いていたものの、今も「シニアアドバイザー」という肩書でグループに“君臨”する実力者だ。04年6月には国際保険会議(IIS)が運営する「保険の殿堂」(米アラバマ州)に、日本の損保業界からは22年ぶり、3人目の受賞者として選ばれてもいる。「仮に巨額の解約損を出したなら、その取引主導者は何らかの責任を問われかねない。リーマンショックという受動的かつ不可抗力ともいえる外部要因を強調することで、井口氏に矛先が向けられるのを回避しようとしたのかも」。事情通の一人はこんな憶測を巡らせる。

今後の焦点は、金融庁による行政処分の行方だ。巨額損失発生を受けて三井住友海上では、「より高い水準のリスク管理態勢の構築に着手する」(江頭氏)として、①グループにおける新規リスク取得の管理強化、②海外現地法人のリスク性資産の取り扱いの制度化、などに乗り出している。しかし、こうした再発防止策は「責任の所在の明確化と一体となってこそ初めて機能する」(金融筋)というのが、企業統治上の原則だ。まして今回のケースでは金融庁内に背任性を取りざたする声もあるとされ、事情通の間では「業務改善命令の発動を含め、(当局は)厳格な姿勢で臨むのではないか」との見方が強い。

ただ三井住友海上は、あいおい損保、ニッセイ同和損保と4月1日に経営統合する形で誕生したMS & ADインシュアラシングループの中核会社だ。10月には持ち株会社の下でのあいおいとニッセイ同和の合併も控え、関連会社群の本格再編も緒についたばかり。持ち株会社社長も兼ねる江頭氏には、統合によるシナジー効果の早期実現に向けて強いリーダーシップも期待されている。それだけに当局筋の一部からは「大がかりな処分を行って、せっかく盛り上がった業界の国際競争力強化に向けた動きに水を差さたくない」といった本音が漏れるのも事実。最終的には大手損保のすべてがかわった保険金不払い問題では、最初に不祥事が発覚したこと也有って、三井住友海上だけが、①2週間の損保募集停止、②第3分野保険の無期限販売停止という、異例ともいえる厳しい処分を受け、金融庁内には公平性を欠いたことへの“贖罪意識”もくすぶる。当局としても落としどころを探しあぐねている、といったところか。回

別紙 3

インターネットの2チャンネルのホームページより

357 :もしもの為の名無しさん:2010/08/26(木) 15:44:55

豊田章一郎の娘婿(章男の義兄)である大蔵官僚藤本進<1948 生>を天下りさせ、多額かつ大量の保険金不払やガバナンス欠如による海外での多額の欠損等による金融庁行政処分を最小限に免れたMS。

本業の自動車製造販売で苦況に陥ったトヨタが見捨てたあいおいと日生が見捨てたニッセイ同和を押しつけられ収保だけが我が国最大の損保になったMS&AD。

江頭社長と同年の藤本が去ったあと、トヨタディーラーなどでのシェアを大幅に下げられたりしたり、厳しい検査をされたりしたらどうなると思いますか？

358 :もしもの為の名無しさん:2010/08/26(木) 16:39:37

初代金融庁長官の「五味廣文」とMS&AD取締役専務執行役員「藤本進」は、大蔵入省が同期です。

359 :もしもの為の名無しさん:2010/08/26(木) 18:23:39

金融庁行政処分の責任をとって最高顧問就任を辞退したはずの井口元会長と植村元社長が、株主総会にも詰らば同待遇同報酬の常任顧問に就任することを黙認してるのが天下りの役員藤本や金融庁。

FACTA

三歩先を読むオンライン情報誌 [ザ・ファクタ]

9
2012

SEPTEMBER
VOL.77

【月刊】

別紙 4

北尾SBIに監視委が「引導」へ
「近いうちに」の腹は「10月解散」
ヤクルト会長に不正蓄財疑惑

「井の中の蛙」北陸銀と二井住友海上の恥

H S B C のマネロン疑惑に連座しておざなり調査。片やロンドン拠点の社長追放と罰金の「烙印」。



北陸銀行の高木繁雄頭取

沈黙を続けてきた富山の地銀、北陸銀行が、8月2日にやつとリリースを出し、半月前に米国で名指しされたマネーロンダリング（資金洗浄）関与疑惑に答えた。その中身は——「懸念される情報は見つかっておりません」（マネロン管理態勢に）否定的な評価を受けたことは遺憾」と潔白を訴えるもの。だが、背筋が寒くなるほど空疎なのだ。

ことの起こりは7月16日、米レヴィン委員長（カール・レヴィン委員長）で、香港上海銀行などを傘下に置く英銀大手、HSBCホールディングスが、

HSBCは事実を認め、巨額の罰金支払いに備えて20億ドルの引当金を積んだ。

衝撃だったのは、A4判で3枚にも及ぶ分厚い報告書に、北陸銀行の名が出てくることだ。ロシア人中古車業者が振り出す米ドル旅行小切手（トラベラーズチェック、T/C）をHSBC東京支店にせつせと持ち込み、毎月50万～60万ドル、4年間で2億9千万ドルも決済していた。

HSBCホールディングスが、イランやメキシコの麻薬マフィアなどのマネロンに関与したとの調査報告書が発表されたことに始まる。翌日の公聴会でHSBCは数多く絡むなど、誰が見てもマネロンの疑いが濃厚と思える。だが、HSBCを通じた身元照会に北陸銀行は情報を出し済みたという。

財務省リストと照合だけ

これに対し北陸銀はプロジェクトチームを組んで内部調査した。保管資料から特定できたT/Cの当初所持人、延べ1万件について「資産凍結対象者の該当有無を調査した」というが、何のことではない、国際金融情報センターが提供するシステムで、外為法に基づく「資産凍結措置及び対象者リスト」（財務省）と照合しただけのことだ。

これは笑える。「リストにな

日本では、エンス・ユニットは、日本海沿岸で中古車輸出に携わる要注意業者を泳がせていて、そのリストは財務省にも公開している。北陸銀チームはそのイロハも知らないのだ。「一部のお取引先にはヒアリングも行っております」とリリースにあるが、ロシアと取引のある業者に出向いて「おたく、マネロンしてませんよね」と揉み手すり手で確認しているのだろうか。

首都圏などで盗難に遭ったレクサスなど高級車が海を渡つてロシア・マフィアに売り飛ばされていることは衆知の事実。米議会チームは、テロリストや犯罪組織の資金源を追う財務省の別働隊シートクレットサービスや通貨監督局（OCC）と連動して

ア人がオー、の疑惑のダメー

FIC）に聞いた。がいい。



MS&ADの江頭敏明会長

海外のアングラマネー情報は、ずっと深く豊富だ。北陸銀がHSBCで決済したT/Cを追跡したのは、公にしていない根拠があるからに違いない。

それを自力で突き止めるインテリジェンス能力もないとせに、調査能力の限界すら認めない「井の中の蛙」なのだ。持ち込まれたドルT/Cを米銀ではなくHSBCなら大丈夫だろうと、せつせと決済した北陸銀に、日本の公安関係者も「单なるアホ」と一刀両断だつた。

北陸銀はまた、HSBCやOCCに対し「顧客の情報提供を拒んだ事実はありません」と言張っている。しかし議会報告書には「北陸銀は当初回答を遲らせ、それから最小の情報を小

出しにし、最後は顧客情報の公開を制限する銀行の法的守秘義務の制約があるとの理由で、それ以上の調査を拒んだ」というサボタージュ行為が明記されている。報告はHSBC東京の窓口の行員名や口座番号まで詳細に記した力作だが、「情報出し渉りは間接話法の伝聞」と全否定する北陸銀のたつた2ページのリリースとは段違い。高木繁雄頭取は「内部調査したからいいでしょ?」と金融庁に甘えているとしか思えない。

北陸銀があくまでも「潔白」を主張するなら、小委員会を率いるレヴィン上院議員を名誉毀損で訴えればいい。だが、今はT/C決済が細つたので「その考えはない」(広報)という。HSBCに続いて8月6日には、英国のスタンダード&チャータード銀行が、米国の経済制裁の対象であるイランの中央銀行などと10年以上にわたり2500億ドル(約20兆円)の不正取引を行っていたとニューヨーク州

の金融当局に摘発された。やはり米財務省やOCCはマネロン網を含む「シャドーバンキング」(影の銀行)の締め上げに本気になつてているのだ。

リスクに不感症の日本の金融機関といえば、三井住友海上保険やあいおい生命を傘下に持つMS&ADホールディングスもそうである。5月8日、英金融サービス機構(FSA)から、歐州の拠点MSIEUに「企業統治に重大な怠慢行為があつた」として、会社に330万ポンド(4億3千万円)、当時の熊谷陽一社長個人に11万9300ポンドの罰金が科せられた。

豊田家の女婿がいながら

新聞のベタ記事で報じられ、FSAの公開文書では詳細に記述されて隠れようもないのに、3カ月経つてもMS&ADはこの件で会見やリリースによる謝罪も釈明をしていない。江頭敏明会長や柄澤康喜社長ら経営陣はひたすらほつかむりで、ほと

ぱりが冷めるのを待つだけだ。FSAの処分理由は、MSI EUがドイツとフランスで保険ビジネスを拡大しようとしたもの、現在リスクを把握するシステムを持たず、非常勤社外取締役も置かず、ガバナンスの不備を指摘されたにもかかわらず、システィム開発が遅延を重ねたことなどだ。あぐくにリスクに見合う資本が不足することが予想されても、増資が遅れるというお粗末経営。5段階でレベル4という落第点がつき、熊谷元社長はロンドンで二度と働けない「追放処分」となつた。

MS&ADの恥というより、ほとんど日本の恥。MS&ADのリスク管理および国際管理担当役員は、旧大蔵省で国際畠歩き、官房審議官から欧州復興開発銀行理事を経た藤本進専務執行役員。豊田章一郎トヨタ自動車名譽会長の女婿としても知られるこの国際通に「ぜひ釈明を聞きたい」という本誌の要請

享月

二

業界

局

2010年(平成22年)8月19日

海外子会社損失 本社の甘さ指摘

三井住友海上に金融庁

国内損害保険大手のMS&ADインシュアラנסグループホールディングス傘下の三井住友海上火災保険が英国子会社の事業で約360億円の損失を出したことについて、日本の本社が子会社を管理する体制が甘かったのが原因だと金融庁から指摘されていたことが18日分かった。三井住友海上は体制の不備を認め、海外子会社の損失拡大を防ぐための専門部署を設けるなどの改善策を打ち出した。

金融界では、海外事業の大に力を入れる企業が増えた。海外子会社が多額の損失を出す例も出ている。海外子会社の管理体制の強化は今後、ほかの企業でも課題にな

保険金を支払う「信用保険」を販売した。08年秋の金融機関で、この金融機関が損失を出したため、MSIしが肩代わりしなければならなくなり、09年3月までに保険金3億ドルを支払った。

この件について、金融庁は昨年11月から今年2月に実施した検査で、「(リスク管理上の)牽制機能が適切に働くような体系になつてない」として、日本の本社の管理体制の問題点を指摘した。

問題視されたのはまず、信

用保険を含む海外事業の拡大

を進める役割と、信用保険か

ら損失が出るリスクを管理す

る役割を、同じ役員が担つて

いた点だ。

MSIしが信用保険で多額

の損失を出す危険性について

は、日本の本社側で事前に指

摘されていて。信用保険の損失リスクを検証する部署が、信用保険を売る前に「リスク管理上の問題がある」と役員に報告していたのだ。

ところが、本社の役員会議

ではリスク管理をめぐる具

体的な議論は行われなかっ

た。この点について、金融

庁は問題視し、改善を促し

た。

一連の指摘を踏まえ、三井

住友海上は6月末、金融庁に

改善策を報告した。海外担当

の役員がリスク管理も兼ねる

体制を見直し、海外事業のリ

スク管理を担当する「国際管

理部」を6月25日付で新設。

海外拠点が売る信用保険や資

産運用上の投資などリスクが

高い案件は、すべて日本の本

社に報告させ、同部が審査す

ることにした。

英國政府の罰金命令関係記事

＜日本経済新聞2012年5月9日記事＞

**三井住友海上
英で罰金4億円
「経営体制に不備」**

【ロンドン＝共同】英金融監督機関の金融サークルは8日、三井住友海上火災保険の歐州現地法人に対し、経営体制に不備があったとして計約330万ポンド（約4億3千万円）の罰金を科したと発表した。

ビス機構（FSA）は8日、三井住友海上火災保険の欧州現地法人に対する「経営体制に不備」の指摘を受けた。FSAによると、三井住友海上は欧州では主に日系企業の保険業務を手掛けてきたが、2007年以降、非日系企業にも業務を急拡大。10年末には保険料の約半分を日系企業以外から得ている。

Aが問題を指摘した当時の社長も約12万ポンドの罰金を科された。いずれも支払いに同意したという。FSAによると、三井住友海上は欧州では主に日系企業の保険業務を手掛けってきたが、2007年以降、非日系企業にも業務を急拡大。10年末には保険料の約半分を日系企業以外から得ている。

その他、次のマスコミをはじめとして多数のマスコミで事件報道された。

・ロイター通信2012年5月9日記事

・ブルームバーグ2012年5月8日記事

・日刊スポーツ新聞2012年5月9日記事

三井住友海上に英FSAが罰金、4.25 億円—ガバナンスで問題

記事をメールで送信 記事を印刷する

共有 / ブックマーク

- 。 はてなブックマーク [Yahoo!](#) ブックマーク [Delicious](#) ブックマーク ニューシング
ブックマーク バザール ブックマーク [ShareGoogle](#) チェック [Twitter](#) シェア

5月8日(ブルームバーグ):三井住友海上火災保険の英部門は英金融サービス機構(FSA)から 330 万ポンド(約4億 2500 万円)の罰金を科された。コーポレートガバナンス(企業統治)をめぐる深刻な問題があったという。

FSAの8日の電子メールによると、同部門の元執行会長は 11 万 9303 ポンドの罰金支払いを命じられたほか、業界での就業を禁止された。欧洲事業の拡大に当たって主引受業者を指名しなかったほか技術インフラの更新を怠ったという。

FSA法執行部門の責任者代行を務めるトレシー・マクダーモット氏は電子メールで、「上級幹部は経営する事業に責任を持たなければならない」とし、元執行会長は「FSAから指摘を受けた後も自社が直面しているリスクの変化に適切な対応を取らなかつた」と説明した。

三井住友の広報担当のダンカン・ギャラガー氏は電子メールで「FSAの最終通告を受け入れこの問題に真剣に対処する」とのコメントを出した。同社と元執行会長は早期に和解で合意したため罰金は 30% 減額されている。

記事に関する記者への問い合わせ先: ブリュッセル Ben Moshinsky

bmoshinsky@bloomberg.net

記事についてのエディターへの問い合わせ先: Anthony Aarons

aaarons@bloomberg.net

更新日時: 2012/05/08 20:41 JST

英FSA、三井住友海上の欧州法人に罰金 330 万ポンド

- ロイター(2012年5月9日09時12分)

[ロンドン 8日 ロイター] 英金融サービス機構(FSA)は8日、三井住友海上火災保険の欧州法人である三井住友海上ヨーロッパに対し、企業統治(コーポレートガバナンス)に重大な問題があったとして、330万ポンド(530万ドル)の罰金を科した。

三井住友海上ヨーロッパの熊谷陽一元社長は、ロンドン金融街(シティ)での就業を禁じられたほか、11万9303ポンドの罰金支払いも命じられた。

FSAによると、三井住友海上ヨーロッパは、主に欧州・中東で日系企業に保険を販売していたが、急速な事業の拡大に際し、適切な専門能力を確保する義務を怠った。FSAは、元社長が最高契約査定責任者を雇用しなかったと批判している。

元社長と三井住友海上ヨーロッパが早い段階で和解に応じたため、罰金額は30%減額されたという。

三井住友海上に罰金4億3000万円

英金融監督機関の金融サービス機構(FSA)は8日、三井住友海上火災保険の歐州現地法人に対し、経営体制に不備があったとして計約330万ポンド(約4億3000万円)の罰金を科したと発表した。

歐州での業務拡大に際し、現地の保険引き受け業務に精通した人材を役員に据えるなど、リスク管理のための適切な経営体制を敷かなかつたことを理由に挙げた。FSAは改善を求めたが同社は対応しなかつたという。処分の対象となったのは「三井住友海上ヨーロッパ社」(英国)。FSAが問題を指摘した当時の社長も約12万ポンドの罰金を科された。いずれも支払いに同意したという。

FSAによると、三井住友海上は歐州では主に日系企業の保険業務を手掛けてきたが、2007年以降、非日系企業にも業務を急拡大。10年末には保険料の約半分を日系企業以外から得ている。(共同)

日刊スポーツ新聞 [2012年5月9日8時8分]